

平成30年度 PaMeLa株式会社 研究費不正使用防止計画

作成日:平成29年5月20日

改定日:平成30年7月30日

作成者:統括管理責任者

方針項目	番号	区分	不正を発生させる要因	不正防止計画
1. 組織体制・職務権限・ ルールの明確化、精 微、情報共有	1	職務権限	弊社は人数が少なく、作業を限られた人数で共同で進めることが多いため、けん制が効きにくい。	【優先取り組み事項】 公的資金の運用に関する職務権限を明確にし、研究に直接携わらない管理部に支払い権限を限定することで業者との癒着や不正な資金の発生が発生しない構造にする。
	2	ルール	研究費の使用及び事務手続きに関するルールが曖昧だと、不適切な使用につながる可能性が高まる。	物品の購入、出張の手配等のルールを整備・明確化し、研究員に周知徹底することで不適切な使用が起こらないようにする。
	3	意識向上	不正の発見時に適切な社内プロセスがないことで、不正発見者が告発できず、対応に遅れが発生する。	不正の告発度口を明確にし、万が一不正と思われる行為を発見したときに通報しやすい環境をつくる。
2. 不正の発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施	4	計画策定	不正の発生要因を把握せず、是正する意識する仕組みが欠落することで不正の温床となる。	本計画のとおり、定期的に不正の発生要因を取りあげ、不正防止計画を策定・遂行していく。
3. 教育の実施	5	教育	研究費の不正使用及びその影響に関する知識及び意識が不足しているため、不正使用という認識をもたずに不正行為に及んでいる可能性がある。	【優先取り組み事項】 コンプライアンス教育の徹底の実施
4. 研究費の適正な運営管理	6	運営管理	研究費の執行に関して第三者のチェックが働かないことで、研究費の不正使用につながる。	上記1と同様、研究に直接携わらない、管理部によるチェック機能を働かせる。また会計士である監査役の監査により、第三者チェックも行う。